

千葉市公告第749号

道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路を廃止したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和4年10月14日

千葉市長 神谷俊一

- 1 廃止年月日及び番号 令和4年10月14日 第R4-14号
- 2 廃止道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 株式会社伊勢豊
代表取締役 浅田 金誉
- 4 廃止する道路の土地の地名地番 中央区大森町527番8

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
4.00m	34.60m	2.0m×2.0m	U-0.18m	-